# 第3節

# 日米安全保障体制の 信頼性向上のための諸施策

日米安保体制については、その実効性を確保し、信頼 性を向上させるために不断の努力が必要とされる。本節

では、前節で言及した以外の諸施策について説明する。



# 日米政策協議

## 1 日米間の主要な協議の場

日米間の安全保障に関する政策の協議は、通常の外交ルートによるもののほか、「2+2」会合、日米安全保障高級事務レベル協議(SSC)、防衛協力小委員会(SDC) Security Subcommittee など防衛・外務などの関係者によって各種のレベルで緊

密に行われている。これら協議の枠組みは図表Ⅲ-2-3-1の とおりである。

さらに、防衛省としては、防衛大臣と米国防長官との間で日米防衛相会談を適宜実施しており、両国の防衛政策や防衛協力に焦点をあて協議を行っている。

#### 図表Ⅲ-2-3-1 安全保障問題に関する日米両政府の関係者間の主な政策協議の場

協議の場	出席対象者		目的	根拠など	
から技マノンの	日本側	米 側	עם ם	小ななで	
日米安全保障 協議委員会 (SCC) Security Consultative Committee (「2+2」会合)	外務大臣 防衛大臣	国務長官 国防長官 (注1)	日米両政府間の理解の 促進に役立ち、および安 全保障の分野における協 力関係の強化に貢献する ような問題で安全保障の 基盤をなし、かつ、これ に関連するものについて 検討	安保条約第4条などを 根拠とし、昭和35年1 月19日付内閣総理大臣 と米国国務長官との往復 書簡に基づき設置	
日米安全保障 高級事務レベ ル協議 (SSC) Security Subcommittee	参加者は 一定していない <sup>(注2)</sup>	参加者は 一定していない <sup>(注2)</sup>	日米相互にとって関心 のある安全保障上の諸問 題について意見交換	安保条約第4条など	
防衛協力 小委員会 (SDC) Subcommittee for Defense Cooperation (注3)	外務省北米局長 防衛省防衛政策局長 および運用企画局長 統合幕僚監部の代表 (注4)	国務次官補 国防次官補 在日米大使館、 在日米軍、 統合参謀本部、 太平洋軍の代表	緊急時における自衛隊 と米軍の間の整合のとれ た共同対処行動を確保す るためにとるべき指針な ど、日米間の協力のあり 方に関する研究協議	昭和51年7月8日第 16回日米安全保障協議 委員会において同委員会 の下部機構として設置。 その後、平成8年6月 28日の日米次官級協議 において改組	
日米合同 委員会 (原則として隔週開催)	外務省北米局長 防衛省地方協力局長 など	在日米軍副司令官 在日米大使館 公使・参事官など	地位協定の実施に関し て協議	地位協定第 25 条	

- (注) 1 平成2年12月26日以前は、駐日米国大使・太平洋軍司令官。
  - 2 両国次官・局長クラスなど事務レベルの要人により適宜行われている。
  - 3 平成8年6月28日の改組時、審議官・次官補代理レベルの代理会議を設置した。
  - 4 平成9年9月23日防衛庁運用局長(当時)が加えられた。

また、防衛省の実務レベルにおいても、日米安保体制の下、米国防省などとの間で随時協議を実施し、必要な情報の交換などを行っており、近年、日米の防衛協力が進んだことにより、これらの機会は一層重要になってきている。このように、あらゆる機会とレベルを通じ、日米間において情報と認識を共有していくことは、日米間の一層の連携強化・緊密化を通じて日米安保体制の信頼性の向上に資するものであり、防衛省としても主体的・積極的に取り組んでいる。

## 2 日米政策協議の実績

05(平成17)年以降の日米政策協議(閣僚級)の実績は、図表Ⅲ-23-2のとおりである。昨年8月8日には、米国ワシントンにおいて小池防衛大臣(当時)とゲイツ国防長官の間で、同年11月8日には、防衛省において石破前防衛大臣とゲイツ国防長官の間でそれぞれ防衛相会談が行われた。さらに本年5月31日、第7回国際戦略研究所アジア安全保障会議への出席の機会をとらえ、シンガポールにおいて、石破前防衛大臣とゲイツ国防長官の間で防衛相会談が行われた。

また、閣僚レベルのみならず、日米の実務者レベルに おいても随時協議を行っている。

#### (1) 日米防衛相会談(昨年8月8日)

小池防衛大臣(当時)とゲイツ国防長官の間で行われた会談の概要は、次のとおりである。

#### ア 情報保全

情報保全に関し、自らが取り組むべき最も大きな課題と認識しており、防衛省・自衛隊として全力で取り組むこと、カウンター・インテリジェンスの分野を含めた政府としての取組にも積極的に貢献していくこと、日米が共同して情報保全の強化に取り組んでいくことの重要性について意見交換。

#### イ 在日米軍再編

ロードマップに従って日米合意どおりに早期に実現していくとの認識で一致。

普天間飛行場代替施設について、環境影響評価方法書を沖縄県に提出したことについて説明した上で、着実に進展させていきたい旨発言。嘉手納以南の土地返還については、キャンプ瑞慶覧の最大限の規模での早期返還を求めたのに対し、米側からは、最大限の返還に努めるが色々検討する必要がある旨応答。また、グアム移転については、経費の効率化に配慮しつつ早く実現することが日米双方の利益である旨発言。横田飛行場の軍民共用化について、スタディ・グループの作業について引き続き協力して実施していくことで一致。

#### ウ 次期戦闘機 (F-X)

日本側から、東アジア情勢の変化の中で、日本防衛に 必要な能力について検討する旨述べたのに対して、米側 からは、米国にとってもF-Xの問題は重要であり、日本ひ いては日米同盟にとっていかなる能力が必要かについて 日米共同で検討していきたい旨の発言があった。

#### エ テロとの闘い

わが国がテロとの闘いにおいて引き続き重要な役割を 果たしていかなければならないこと、(昨年) 11月に期限 が切れるテロ特措法の期限を延長することを政府内で検 討していること、日本が世界から期待されている役割を 果たすためにも是非ともその延長が必要である旨発言し たのに対し、米側からは、テロとの闘いにおけるこれま での日本の貢献を非常に評価していること、日米同盟が ここ十数年で飛躍的に進展してきたことなどについての 感銘を受けている旨の発言があった。

#### (2) 日米防衛相会談(昨年11月8日)

石破前防衛大臣とゲイツ国防長官の間で行われた会談の概要は、次のとおりである。

#### ア 国際安全保障環境

北朝鮮の核問題について、日本の安全保障上、核施設 等だけでなく核兵器も含め朝鮮半島の非核化を実現する ことが重要である旨発言し、北朝鮮の核問題に関して、日 米が緊密に連携していくことが必要との認識で一致。

# 図表Ⅲ-2-3-2 日米協議(閣僚級)の実績(2005年以降)

年月日	会議/場所	出席者	概要・成果など
05. 2.19	日米安全保障協議 委員会(「2+2」) /ワシントン	大野防衛庁長官 町村外務大臣 ラムズフェルド国防長官 ライス国務長官	・北朝鮮情勢についての認識の共有、核問題の平和的解決を目指すとの基本方針の確認 ・ミサイル防衛について、実効的なシステム運営に向けて両国が情報面などの協力を深化することで同意 ・国際社会の取組の中で日米協力を深化させることの重要性を認識 ・在日米軍の兵力構成の見直し協議をさらに加速することに合意
05. 6. 4	日米防衛首脳会談 /シンガポール	大野防衛庁長官 ラムズフェルド国防長官	・自衛隊と米軍の役割・任務・能力や在日米軍の兵力構成に関する今後の日米協議などについて意見交換 ・米側から、イラク、インド洋における自衛隊の活動に対する謝意 ・中国の国防費に関する透明性の問題について意見交換
05.10.29	日米安全保障協議 委員会(「2+2」) /ワシントン	大野防衛庁長官 町村外務大臣 ラムズフェルド国防長官 ライス国務長官	<ul><li>・イラクやテロとの闘いなどのグローバルな安全保障協力、中国や北朝鮮などの地域情勢などについて意見交換</li><li>・これまでの日米同盟の将来に関する日米協議の成果として「日米同盟:未来のための変革と再編」のとりまとめ</li></ul>
06. 1.17	日米防衛首脳会談 /ワシントン	額賀防衛庁長官 ラムズフェルド国防長官	<ul><li>・日米安保体制の意義と重要性、米軍再編を成功させるための作業の加速について認識の一致</li><li>・額賀長官より、新しい日米同盟のあり方について今後議論していく旨発言</li><li>・イラク人道復興支援や在日米軍人などによる事件について意見交換</li></ul>
06. 4.23	日米防衛首脳会談 /ワシントン	額賀防衛庁長官 ラムズフェルド国防長官	・在沖米海兵隊のグアムへの移転経費などについて協議
06. 5. 1	日米安全保障協議 委員会(「2+2」) /ワシントン	額賀防衛庁長官 麻生外務大臣 ラムズフェルド国防長官 ライス国務長官	・日米同盟の重要性およびイラクの復興・民主化、テロとの闘いにおける国際協力の重要性の確認 ・米側から、自衛隊の派遣などの日本の支援に対する謝意・イランの核問題、北朝鮮情勢、中国情勢などについての意見交換・兵力態勢の再編に関する最終とりまとめ。「再編実施のための日米のロードマップ」と題する文書の公表
06. 5. 3	日米防衛首脳会談 /ワシントン	額賀防衛庁長官 ラムズフェルド国防長官	・最終とりまとめをみた再編の今後の具体的進め方などについて意見 交換
06. 6. 4	日米防衛首脳会談 /シンガポール	額賀防衛庁長官 ラムズフェルド国防長官	・米軍再編に関する最終とりまとめが両国にとって重要な意義があったことなどを確認
07. 4.30	日米防衛相会談 / ワシントン	久間防衛大臣 ゲイツ国防長官	・各再編案の着実な実施、情報保全、BMD 分野の情報共有など 運用面の協力強化、役割・任務・能力の継続検討などについて、 意見が一致
07. 5. 1	日米安全保障協議 委員会(「2+2」) /ワシントン	久間防衛大臣 麻生外務大臣 ゲイツ国防長官 ライス国務長官	・06年5月のロードマップに従った米軍再編の着実な実施を確認 ・BMD協力の強化、特に情報協力、運用協力の強化を確認 ・あらゆる種類の米国の軍事力に基づく、日本の防衛に対する米国 のコミットメントに変わりないことを再確認 ・「同盟の変革:日米の安全保障及び防衛協力の進展」と題する 文書の公表
07. 8. 8	日米防衛相会談 /ワシントン	小池防衛大臣 ゲイツ国防長官	・在日米軍再編については、ロードマップに従って日米合意どおりに 早期に実現していくとの認識で一致 ・情報保全の強化、テロとの闘いなどについて意見交換
07.11. 8	日米防衛相会談 /防衛省	石破防衛大臣 ゲイツ国防長官	・インド洋における給油活動や米軍再編など個別の課題とともに、将来に適応した日米同盟の変革について議論 ・BMDに関し、引き続き協力を行っていくことおよび、日米の役割・任務・能力の検討を継続し、二国間協力の実効性を高めることの重要性を確認
08. 5.31	日米防衛相会談 /シンガポール	石破防衛大臣ゲイツ国防長官	<ul><li>・インド洋における補給支援活動の再開をはじめ、国際社会の平和と安定のため、引き続き緊密に協力していくことで一致</li><li>・米軍再編について、ロードマップに従った着実な実施を再確認するとともに、今後の進め方などについて意見交換</li></ul>

#### イ 同盟の変革

両国のBMDシステムの整備が進む中、今後は効果的運 用が重要になってきており、BMDを含む日米防衛協力を 一層強化するためには、日米で共有する情報の保全が極 めて重要であるとの認識で一致。

#### ウ インド洋における給油活動

国際社会によるテロとの闘いを継続していく必要性に つき再確認。インド洋における給油活動につき、日本の ために、国際社会への貢献のために、そして日米同盟の 強化のためにも早期に再開することが重要であり、補給 支援特措法案を成立させるため全力をあげたい旨発言し たのに対し、米側は、テロとの闘いにおけるこれまでの 日本の貢献を評価するとともに、活動の早期再開に向け た日本政府の取組に感謝の意を示した。

また、いわゆる「一般法」について積極的に検討すべ きという考えが出てきており、今後、与野党における議 論や国民的な議論の深まりを踏まえ、重要な課題として 取り上げていきたい旨発言。

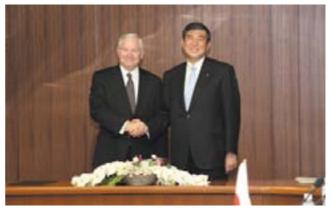
#### 工 在日米軍駐留経費負担

在日米軍駐留経費負担について、日米安保体制の円滑 かつ効果的な運用を確保するための重要な要素であるこ とにつき確認し、特別協定については、早期の合意を目 指していくことで一致。

#### オ 米軍再編

普天間飛行場の移設・返還を含む米軍再編全般につい て、日米合意に従って実施していくことを確認し、嘉手 納以南の土地返還について、キャンプ瑞慶覧の最大限の 規模での返還を求めた。

また、在日米軍再編の基本理念である「抑止力の維持



日米防衛相会談に臨む 石破前防衛大臣とゲイツ国防長官(昨年11月)

と負担の軽減」という概念について、今後、抑止力の維 持の側面についても議論していく必要があるのではない かとの問題意識を共有。

#### カー役割・任務・能力

役割・任務・能力の検討を継続し、二国間協力の実効 性を高めることの重要性を確認し、さらに、日米間の情 報共有の推進に継続的に取り組んでいくことで一致。

#### (3) 日米防衛相会談(本年5月31日)

石破前防衛大臣とゲイツ国防長官の間で行われた会談 では、米側から、日本がインド洋における補給支援活動を 再開したことにつき高く評価するとの発言があった。ま た、国際社会の平和と安定のために、引き続き日米が緊密 に協力していくことで一致。米軍再編については、ロード マップに従い着実に実施していくことが重要であること を確認するとともに、日本側から、米軍再編には抑止力の 維持と地元の負担軽減の2つの意義があること、今後事業 を進めていく上で、両国が必要な情報を共有し、国民への 説明責任をきちんと果たしていくことが必要である旨発言。



# 「日米防衛協力のための指針」とその実効性確保のための諸施策

# | 1 「日米防衛協力のための指針」

96(平成8)年の日米安全保障共同宣言において、「日 れた。これを踏まえ、日米両国は、日米安保体制の信頼

<sup>1) 78 (</sup>昭和53) 年に作成された前指針。日米安保条約などの目的を効果的に達成するため、日米の協力のあり方について規定したものである。

性のさらなる向上を図るため、「前指針」を見直し、97 (同9) 年、「2+2 | 会合において、新たな「日米防衛 協力のための指針」(「指針」)が了承された。その概要は、 次のとおりである。

参照 > 資料40 (P360)

#### (1)「指針」の目的

「指針」は、平素から並びにわが国に対する武力攻撃 および周辺事態に際して、より効果的かつ信頼性のある 日米協力を行うための堅固な基礎を構築することなどを 目的としている。

# (2)「指針」において定められた協力事項 ア 平素から行う協力

両国政府は、わが国の防衛およびより安定した国際的 な安全保障環境の構築のため、密接な協力を維持し、平 素から情報交換および政策協議、安全保障対話・防衛交 流、国連平和維持活動および人道的な国際救援活動、共 同作戦計画および相互協力計画の検討、共同演習・訓練 の強化、調整メカニズムの構築などさまざまな分野での 協力を充実する。

# イ わが国に対する武力攻撃に際しての対処行動など わが国に対する武力攻撃に際しての共同対処行動など

は、引き続き日米防衛協力の中核的要素であり、図表Ⅲ-2-3-3のとおり、自衛隊は主として防勢作戦<sup>2</sup>を行い、米軍 はこれを補完・支援するための作戦を、整合性を保ちつ つ、それぞれの作戦構想に基づき対処する。

#### ウ 周辺事態に際しての協力

日米両国政府は、周辺事態<sup>3</sup>が発生することのないよう、 外交を含めあらゆる努力を払う。周辺事態における協力 の対象となる機能・分野および協力項目例は、図表Ⅲ-234 のとおりである。

#### 図表Ⅲ-2-3-3 わが国に対する武力攻撃がなされた場合の作戦構想

作戦など		自衛隊の活動	米軍の活動	
わが国に対する航空侵攻に対 処するための作戦		○防空のための作戦を主体的に実施	○自衛隊の行う作戦を支援 ○打撃力の使用を伴うような作戦を含め自衛 隊の能力を補完するための作戦を実施	
わが国周辺海域の防衛および 海上交通の保護のための作戦		○わが国の重要な港湾および海峡の防備、 わが国周辺海域における船舶の保護並 びにその他の作戦を主体的に実施	○自衛隊の行う作戦を支援 ○機動打撃力の使用を伴うような作戦を含め 自衛隊の能力を補完するための作戦を実施	
わが国に対する着上陸侵攻に 対処するための作戦		○わが国に対する着上陸侵攻を阻止し排除するための作戦を主体的に実施	○主として自衛隊の能力を補完するための作 戦を実施 (その際、侵攻の規模、態様その他の要素に応じ極) 力早期に兵力を来援させ、自衛隊の作戦を支援	
その他の脅威	ゲリラ・コマンドウ攻撃 などわが国の領域に軍事 力を潜入させて行う不正 規型の攻撃	○極力早期に阻止し排除するための作戦 を主体的に実施。その際、関係機関と 密接に協力し調整	○事態に応じて自衛隊を適切に支援	
威。		○攻撃に対応するため密接に協力し調整		
への対応	弾道ミサイル攻撃		○わが国に対し必要な情報を提供 ○必要に応じ、打撃力を有する部隊の使用を 考慮	

<sup>2)</sup> 敵の攻勢に対し、その企画の達成を阻止する目的をもって行う作戦。攻勢作戦とは、自ら敵を求めてこれを撃破しようとする積極的な形態をいう。

<sup>3)</sup> そのまま放置すればわが国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態など、わが国周辺の地域におけるわが国の平和と安全に重要な影響を与える事態 をいう。(周辺事態安全確保法第1条)

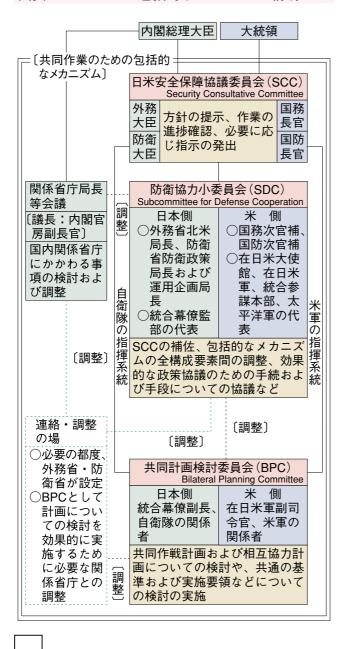
# 図表Ⅲ-2-3-4 周辺事態における協力の対象となる機能及び分野並びに協力項目例

機能および分野		および分野	協力項目例		
日米両	救援活動および避難民への 対応のための措置		○被災地への人員および補給品の輸送 ○被災地における衛生、通信および輸送 ○避難民の救援および輸送のための活動並びに避難民に対する応急物資の支給		
う活動	捜索・救難		○日本領域および日本の周囲の海域における捜索・救難活動並びにこれに関する 情報の交換		
行う活動における協力へ両国政府が各々主体的	非戦闘員を退避させるため の活動		<ul><li>○情報の交換並びに非戦闘員との連絡および非戦闘員の集結・輸送</li><li>○非戦闘員の輸送のための米航空機・船舶による自衛隊施設および民間空港・港湾の使用</li><li>○非戦闘員の日本入国時の通関、出入国管理および検疫</li><li>○日本国内における一時的な宿泊、輸送および衛生にかかわる非戦闘員への援助</li></ul>		
力にいい	国際の平和と安定の維持を 目的とする経済制裁の実効 性を確保するための活動		<ul><li>○経済制裁の実効性を確保するために国際連合安全保障理事会決議に基づいて行われる船舶の検査およびこのような検査に関連する活動</li><li>○情報の交換</li></ul>		
米軍の	<b>車</b>		<ul> <li>○補給などを目的とする米航空機・船舶による自衛隊施設および民間空港・港湾の使用</li> <li>○自衛隊施設および民間空港・港湾における米国による人員および物資の積卸しに必要な場所および保管施設の確保</li> <li>○米航空機・船舶による使用のための自衛隊施設および民間空港・港湾の運用時間の延長</li> <li>○米航空機による自衛隊の飛行場の使用</li> <li>○訓練・演習区域の提供</li> <li>○米軍施設・区域内における事務所・宿泊所などの建設</li> </ul>		
活動		補給	○自衛隊施設および民間空港・港湾における米航空機・船舶に対する物資(武器・弾薬を除く。)および燃料・油脂・潤滑油の提供 ○米軍施設・区域内に対する物資(武器・弾薬を除く。)および燃料・油脂・潤滑油の提供		
に 対	後	輸送	○人員、物資および燃料・油脂・潤滑油の日本国内における陸上・海上・航空輸送 ○公海上の米船舶に対する人員、物資および燃料・油脂・潤滑油の海上輸送 ○人員、物資および燃料・油脂・潤滑油の輸送のための車両・クレーンの使用		
する	方	整備	○米航空機・船舶・車両の修理・整備 ○修理部品の提供 ○整備用資器材の一時提供		
日	地域	衛生	○日本国内における傷病者の治療 ○日本国内における傷病者の輸送 ○医薬品および衛生機具の提供		
本の支	支 援	警備	<ul><li>○米軍施設・区域の警備</li><li>○米軍施設・区域の周囲の海域の警戒監視</li><li>○日本国内の輸送経路上の警備</li><li>○情報の交換</li></ul>		
援		通信	○日米両国の関係機関の間の通信のための周波数(衛星通信用を含む。)の確保 および器材の提供		
		その他	○米船舶の出入港に対する支援 ○自衛隊施設および民間空港・港湾における物資の積卸し ○米軍施設・区域内における汚水処理、給水、給電など ○米軍施設・区域従業員の一時増員		
る運	警戒監視		○情報の交換		
る日米協に	機雷除去		○日本領域および日本の周辺の公海における機雷の除去並びに機雷に関する情報 の交換		
カおけ	力おり海・空域調整		<ul><li>○日本領域および周囲の海域における交通量の増大に対応した海上運航調整</li><li>○日本領域および周囲の空域における航空交通管制並びに空域調整</li></ul>		

#### (3)「指針」の下での日米共同の取組

「指針」の下での日米防衛協力を効果的に進め、確実 に成果をあげるためには、前述の安全保障上の種々の状 況を通じ、両国が協議を行い、さまざまなレベルで十分 な情報の提供を受けつつ、調整を行うことが必要不可欠 である。このため、両国政府は、あらゆる機会をとらえ て情報交換と政策協議を充実させていくほか、協議の促 進、政策調整および作戦・活動分野の調整のため、以下 の二つのメカニズムを構築する。

#### 図表Ⅲ-2-3-5 包括的なメカニズムの構成



#### ア 包括的なメカニズム

包括的なメカニズムは、平素において「指針」の下で の日米共同作業を行うためのものであり、自衛隊と米軍 だけでなく、両国政府の関係機関が関与して構築される。 包括的なメカニズムでは、わが国に対する武力攻撃や周 辺事態に円滑かつ効果的に対応できるよう、共同作戦計 画と相互協力計画についての検討などの共同作業を行う。 (図表Ⅲ-2-3-5 参照)

#### 図表Ⅲ-2-3-6 調整メカニズムの構成

#### 日米合同委員会 日本側 米 側 外務省北米 在日米軍副 局長など 司令官など 義 の代表 的 責任 日米地位協定の実施に関 する事項についての政策 的調整

日米政策委員会 日本側 米 側 内閣官房、 国務省・在 外務省、防 日米大使館 衛省・自衛 国防省・在 隊の局長級 日米軍の局 長級の代表 ※必要時 他の関係 省庁の代 表も参加 日米合同委員会の権限に 属さない事項についての 政策的調整

#### 合同調整グループ (ガイドライン・タスクフォース/運営委員会)

日本側 内閣官房、外務省、 防衛省・自衛隊の課|米軍の課長級の代表 長級の代表 ※必要時、他の関係

米 側 在日米大使館、在日

- 省庁の代表も参加
- ○ガイドライン・タスクフォースは、日米 合同委員会の下に、運営委員会は、日米 政策委員会の下にそれぞれ設置
- ○両者は、一つのグループとして機能し 自衛隊と米軍双方の活動や両国の関係機 関の関与を得る必要のある事項について 調整

〔相互調整・情報などの 交換〕

#### 日米共同調整所 日本側 米 側 統合幕僚監部、陸・ 在日米軍司令部の代 海・空各幕僚監部の表 代表 自衛隊と米軍双方の活動について調整

#### イ 調整メカニズム

00 (同12) 年に構築された調整メカニズムは、わが国に対する武力攻撃や周辺事態に際して両国が行うそれぞれの活動の調整を図るため、平素から構築しておくものである。

(図表Ⅲ-2-3-6 参照)

# 2 「指針」の実効性を確保するための諸 施策

## (1)「指針」の実効性確保のための措置

「指針」の実効性を確保するため、平素からの取組をはじめ、武力攻撃事態や周辺事態における日米協力について法的側面を含めて必要な措置を適切に講じることが重要である。このような観点から、平素から「指針」における共同作戦計画および相互協力計画についての検討を含む日米間の共同作業を政府全体として協力して進めることが必要である。

周辺事態における日米協力との観点から、周辺事態安全 確保法、船舶検査活動法などの法制整備がなされている。

また、武力攻撃事態等における協力との観点からは、有事法制整備の一環として、米軍の行動の円滑化のための措置が講じられている。

#### (2) 周辺事態安全確保法と船舶検査活動法の概要

周辺事態安全確保法は、周辺事態に対応してわが国が 行う措置、その実施の手続などを定めている。また、船 舶検査活動法は、周辺事態に対応して、わが国が行う船 舶検査活動に関して、その実施の態様、手続などを定め ている。その概要は、次のとおりである。

内閣総理大臣は、周辺事態に際して、自衛隊が行う後 方地域支援<sup>4</sup>、後方地域捜索救助活動または船舶検査活動 などを行う必要があると認めるときは、その措置を行う ことおよび対応措置に関する基本計画の案について閣議 決定を求めなければならない。また、対応措置の実施に ついては、国会の事前承認、緊急時は事後承認を得なけ ればならない。

防衛大臣は、基本計画に従い、実施要項(実施区域の 指定など)を定め、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊 の部隊などに、自衛隊による後方地域支援、後方地域捜 索救助活動および船舶検査活動の実施を命ずる。

関係行政機関の長は、法令と基本計画に従い、対応措置を実施するとともに、地方公共団体の長に対し、その有する権限の行使について必要な協力を求めることができる。また、法令と基本計画に従い、国以外の者に対し、必要な協力を依頼することができる<sup>5</sup>。

内閣総理大臣は、基本計画の決定・変更、対応措置の 終了に際しては、遅滞なく、国会に報告する。

## (3) 後方地域支援

後方地域支援とは、周辺事態に際して日米安全保障条約の目的達成に寄与する活動を行っている米軍に対し、後方地域においてわが国が行う物品・役務の提供、便宜の供与などの支援措置である。(周辺事態安全確保法第3条第1項第1号)

自衛隊が行う後方地域支援で提供の対象となる物品・ 役務の種類は、補給、輸送、修理・整備、医療、通信、空 港・港湾業務および基地業務である。

#### (4) 後方地域捜索救助活動

後方地域搜索救助活動とは、周辺事態において行われた戦闘行為によって遭難した戦闘参加者について、後方地域においてわが国が行う捜索・救助活動(救助した者の輸送を含む。)である。(周辺事態安全確保法第3条第1項第2号)

戦闘参加者以外の遭難者についても救助を行う。また、 実施区域に隣接する外国の領海に遭難者がいる場合は、こ の外国の同意を得て、その遭難者の救助を行うことがで きる。ただし、その海域において現に戦闘行為が行われ ておらず、かつ、活動期間を通じて戦闘行為が行われる ことがないと認められる場合に限る。

<sup>4)</sup> 後方地域とは、わが国の領域並びに現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで行われる活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる わが国周辺の公海(領海の基線から200海里(約370km)までの水域である排他的経済水域を含む。) およびその上空の範囲をいう。

<sup>5)</sup> 政府は、協力を求められまたは協力を依頼された国以外の者が、その協力により損失を受けた場合には、その損失に関し、必要な財政上の措置を講ずる。

# 第2章 日米安全保障体制の強化

#### (5) 船舶検査活動

船舶検査活動とは、周辺事態に際し、わが国が参加する貿易その他の経済活動にかかわる規制措置の厳格な実施を確保する目的で、船舶(軍艦など<sup>6</sup>を除く。)の積荷・目的地を検査・確認する活動および必要に応じ船舶の航

路・目的港・目的地の変更を要請する活動である。この活動は、国連安保理決議に基づいて、または旗国<sup>7</sup>の同意を得て、わが国領海やわが国周辺の公海(排他的経済水域<sup>8</sup>を含む。)において行われる。(船舶検査活動法第2条)

# 3

# 日米共同訓練

自衛隊と米軍の共同訓練は、それぞれの戦術技量<sup>1</sup>の向上を図る上で有益である。さらに、日米共同訓練を通じて、平素から戦術面などの相互理解と意思疎通を深め、インターオペラビリティ(相互運用性)を向上させておくことは、日米共同対処行動を円滑に行うために欠かせない。また、周辺事態安全確保法などにより自衛隊に与えられた任務を行う上で、日米の連携・調整要領を平素から訓練しておくことも重要である。このような努力は、ひいては日米安保体制の信頼性と抑止効果を維持し向上させることにもつながる。

このため、自衛隊は、米軍との間で、各種の共同訓練

をこれまでも行っており、今後ともその内容の充実に努めていく方針である。たとえば、統合運用体制に移行後、初の実動演習として昨年11月に行われた日米共同統合演習においては、統合幕僚監部、陸上・海上・航空自衛隊(陸・海・空自)および在日米軍の各部隊が参加し、わが国に対する武力攻撃や周辺事態が発生した場合における陸・海・空自間や自衛隊・米軍間の連携要領について実動による訓練を実施し、共同統合運用能力の維持・向上を図った。

参照 > 資料41 (P364)



指揮所訓練を実施中の陸自および米陸軍の隊員



コープノースグアムで米空軍F-16戦闘機と 編隊飛行する空自E-2C早期警戒機とF-2戦闘機

- 2-6) 軍艦および各国政府が所有しまたは運航する船舶であって非商業的目的のみに使用されるもの
  - 7) 海洋法に関する国際連合条約第91条に規定するその旗を掲げる権利を有する国
  - 8)「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」第1条 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H08/H08H0074.html>参照
- 3-1) 個々の装備を使いこなすとともに、一定の規模の部隊を動かすための能力など



# 日米物品役務相互提供協定(ACSA)

日米物品役務相互提供協定<sup>1</sup>は、自衛隊と米軍との間で、いずれか一方が物品や役務の提供を要請した場合には、他方は、その物品や役務を提供できることを基本原則としている<sup>2</sup>。この協定は、日米安保条約の円滑かつ効果的な運用と、国連を中心とした国際平和のための努力に積極

的に寄与することを目的とし、平時における共同訓練などから、国際平和協力活動、周辺事態、武力攻撃事態などのさまざまな状況における協力に適用される。

(図表Ⅲ-2-3-7 参照)

#### 図表Ⅲ-2-3-7 日米物品役務相互提供協定(ACSA)

物品・役務の相互提供の意義

一般に、部隊が行動する際には、必要な物品・役務の補給は自己完結的に行うことが通常であるが、同盟国の部隊がともに活動している場合などに、現場において必要な物品・役務を相互に融通することができれば、部隊運用の弾力性・柔軟性を向上させることができる。

#### 日米物品役務相互提供協定の適用範囲



| は、04年の改正で追加



# 装備・技術面での交流

日米両国は、日米安保条約や「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」に基づく、相互協力の原則を踏まえ、わが国の技術基盤・生産基盤の維持に留意しつつ、米国との装備・技術面に関する協力を積極的に進める必要がある。

わが国は、日米技術協力体制の進展と技術水準の向上などの状況を踏まえ、米国に対しては武器輸出三原則等によらず武器技術を供与することとし、83(昭和58)年、「対米武器技術供与取極」」を締結した。またこれに代えて06(平成18)年6月、「対米武器・武器技術供与取極」<sup>2</sup>が日米政府間で締結された。

参照 > II部2章2節 (P112)



SM-3発射試験後に会見を行う 江渡前防衛副大臣 (昨年7月、ハワイ)

- 4-1) 正式名称は「日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定 |
- 2) 提供の対象となる物品・役務の区分は、食料、水、宿泊、輸送(空輸を含む。)、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信、衛生業務、基地支援、保管、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備および空港・港湾業務および弾薬(武力攻撃事態および武力攻撃予測事態の場合のみ。)である。(武器の提供は含まれない。)
- 5-1) 正式名称は「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づくアメリカ合衆国に対する武器技術の供与に関する交換公文」
  - 2) 正式名称は「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づくアメリカ合衆国に対する武器及び武器技術の供与に関する交換公文」

これらの枠組みの下、携行地対空誘導弾(PSAM)関 Portable Surface to Air Missile 連技術などをはじめとして、弾道ミサイル防衛共同技術 研究に関連する武器技術など17件の武器・武器技術の対 米供与を決定している。 また、日米両国は、装備・技術問題についての意見交換の場である日米装備・技術定期協議(S&TF)などで協 Systems and Technology Forum 議を行い、そこで合意された具体的なプロジェクトについて日米共同研究・開発などを行っている。92(平成4)

#### 図表Ⅲ-2-3-8 日米共同研究・開発プロジェクト

項目	概  要	共同研究・開 発実施のため の政府間取極 の締結時期	終了時期
ダクテッドロケッ ト・エンジン	外部からの空気を加えて、ロケット固体燃料を2次燃焼させるための 基礎技術に関する研究	1992年 9 月	1999年1月
先進鋼技術	潜水艦の耐圧殻などに使う超高張力鋼材の溶接基礎技術に関する研究	1995年10月	2002年1月
戦闘車両用セラ ミック・エンジン	セラミック材料を適用したディーゼルエンジンの基礎技術に関する研 究	1995年10月	2002年10月
アイセーフ・ レーザーレーダー	目に対して安全性の高い波長のレーザーを使ったレーダー装置の基礎 技術に関する研究	1996年 9 月	2001年9月
射出座席	戦闘機の射出座席に乗員拘束装置および座席安定化装置を付加するための研究	1998年 3 月	2003年3月
先進ハイブリッド 推進技術	固体燃料と液体酸化剤による推進の制御が可能な推進装置の基礎技術 に関する研究	1998年5月	2005年5月
浅海域音響技術	浅海域における音波の伝搬、海底での反射などの特性の分析・解析に 関する研究	1999年6月	2003年2月
弾道ミサイル防衛 技術	海上配備型上層システム(現在の海上配備型ミッドコース防衛システム)のミサイルの 4 つの主要構成品(赤外線シーカ、キネティック弾頭、第 2 段ロケットモータ及びノーズコーン)に関する研究	1999年8月	2008年3月
野戦砲用高安全性 発射薬	被弾時における発射薬への意図しない誘爆を回避する発射薬の基礎技 術に関する研究	2000年3月	2004年1月
P-3Cの後継機の 搭載電子機器	海上自衛隊の次期固定翼哨戒機(P-X)と米海軍の将来多用途海上航空機(MMA)の搭載電子機器を対象とし、相互運用性の確保などについての研究	2002年 3 月	2006年 9 月
ソフトウェア無線 機	無線機の主要機能をソフトウェアによって実現するソフトウェア無線 機の基礎技術に関する研究	2002年 3 月	2007年3月
先進船体材料 · 構造技術	先進材料および構造技術の適用による、ステルス性および残存性を向 上した艦艇の船体システムに関する研究	2005年 4 月	継続中
艦載型対空レーダ	高出力半導体素子を適用した、艦艇用フェーズド・アレイレーダ技術 に関する研究	2006年 4 月	継続中
艦載型戦闘指揮 システム	艦艇の戦闘指揮システムにオープン・アーキテクチャ技術を適用する ことによって、情報処理能力を向上させる研究	2006年 4 月	継続中
新弾道ミサイル防 衛用誘導弾	既存の弾道ミサイル脅威対処能力の向上および高性能、多様化する弾 道ミサイルに対処可能とする将来の艦載型の新弾道ミサイル防衛用誘 導弾の開発	2006年 6 月	継続中
航空燃料およびそ れらのエンジン排 気にさらされる者 への影響	航空燃料(JP-4 および JP-8)およびそれらのエンジン排気にさらされる者への影響に関する研究	2007年 3 月	継続中
携帯型化学剤自動 検知器	化学剤の迅速かつ正確な検知が可能で、操作および処理方法を簡素化 した携帯型化学剤自動検知装置、およびその試験評価技術に関する研 究	2008年 3 月	継続中

年以降、共同プロジェクトに関する政府間取極を締結してこれまで17件の共同研究(内11件は既に終了)などを行っている。日米間での装備・技術協力は、両国にとって、インターオペラビリティの向上や、研究開発コスト

とリスクの低減などの意義があり、日米両国は今後の協力の拡大についても検討を行っている。

(図表Ⅲ-2-3-8 参照)



# 在日米軍の駐留を円滑にするための施策など

在日米軍の駐留は、日米安保体制の中核的な要素であり、わが国とアジア太平洋地域に対する米国の深いコミットメントの意思表示でもある。在日米軍は、さまざまな形でわが国とアジア太平洋地域の平和と安定に大きく貢献しており、特に、その存在自体が目に見える形での抑止機能を果たしていると考えられる。わが国としては、在日米軍の駐留を円滑にするための諸施策を積極的に行い、日米安保体制の信頼性の向上を図ることとしている。

# 1 在日米軍の駐留にかかわる経費の負 担など

#### (1) 在日米軍駐留経費負担

在日米軍駐留経費負担は、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を確保する上で重要である。このような観点から、わが国は財政事情などにも十分配慮しつつ、日米地位協定の範囲内で、あるいは特別協定「に基づいて、できる限りの努力を払ってきた。現在、防衛省においては、図表Ⅲ-2-3-9のとおり在日米軍駐留経費の負担を行っている。

#### 図表Ⅲ-2-3-9 在日米軍駐留経費負担の概要

区分	概要	根拠
提供施設 整備費(注)	〇昭和54年度から、施設・区域内に隊舎、家族住宅、環境関連施設などを日本側の 負担で建設し、米軍に提供	地位協定の 範囲内
労務費	○昭和53年度から福利費などを、昭和54年度から国家公務員の給与条件に相当する 部分を超える給与を日本側が負担	地位協定の 範囲内
	○昭和62年度から調整手当など8手当を日本側が負担	特別協定 (昭和62年度)
	○平成3年度から、基本給などを日本側が負担 (段階的に負担の増大を図り、平成7年度以降は、上限労働者数の範囲内で全額を 負担。)	特別協定 (平成3年度)
光熱水料等	○平成3年度から電気、ガス、水道、下水道および燃料(暖房、調理、給湯用)を日本側が負担 (段階的に負担の増大を図り、平成7年度以降は、上限調達量の範囲内で全額を負担。)	特別協定 (平成3年度)
	○平成13年度から、上限調達量について、特別協定(平成8年度)の上限調達量から施設・区域外の米軍住宅分を差し引いた上で、さらに10%引き下げ	特別協定 (平成13年度)
	○平成20年度から、金額に相当する燃料などの負担となり、平成20年度については平成19年度予算額と同額の約253億円に相当する燃料などを、平成21、22年度については平成19年度予算額から1.5%減額し、約249億円に相当する燃料などを負担	特別協定 (平成20年度)
訓練移転費	○平成8年度から、日本側の要請による訓練移転に伴い追加的に必要となる経費を日本側が負担	特別協定 (平成8年度)

(注) 提供施設整備については、案件採択基準を次のとおり策定し、効率的な実施に努めている。①在日米軍の駐留基盤整備に寄与する施設(隊舎、家族住宅など)については、必要性、緊急性などを勘案しつつ着実な整備を図る。②レクリエーション、娯楽施設などの福利厚生施設については、必要性を特に精査し、娯楽性・収益性が高いと認められるもの(ショッピングセンターなど)の新規採択を控える。

<sup>1)</sup> 正式名称は「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定 第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定 |

本年5月に発効した新たな特別協定においては、労務 費および訓練移転費は、前協定の枠組みを維持する一方、 光熱水料等につき一定の削減を図るほか、在日米軍駐留 経費負担について米側が一層の節約努力を行うこととし ている。さらに、本協定の締結に際し、日米両政府が、よ り効率的で効果的な在日米軍駐留経費負担とするために、 包括的な見直しを行うことでも一致した。

# (2) 駐留軍等労働者の給与の見直し(格差給の 廃止など)

わが国は、駐留軍等労働者の給与に関し、言語、習慣などの異なる環境の下で勤務するという労働環境を考慮して、格差給および語学手当の一部を負担してきたところである。しかしながら、この手当については、米軍人などの指揮監督の下、在日米軍施設において勤務するという点での特殊性は変わらないものの、制度が設けられた昭和20年代から社会情勢が大きく変化したことから、国家公務員にない手当・制度については、給与制度の合理性の観点から平成20年度より廃止することとした。

また、退職手当については、05(平成17)年に改正された国家公務員の退職手当制度に準じた見直しを行い、平成20年度より国家公務員の水準に引き下げることとした。

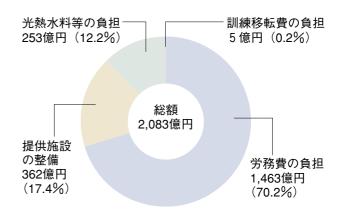
なお、これらの制度が長期にわたり存続し、生活給として生活設計の一部ともなっていることを考慮し、在職者に対し、現在の給与額を保障し、さらに、改正後5年間は激変緩和措置を設け、これを5年後に見直すこととしている。

参照 > コラム「駐留軍等労働者」(P219)

#### (3) 在日米軍駐留経費負担以外の措置など

これらの在日米軍駐留経費負担のほか、政府は在日米 軍施設・区域の提供に必要な経費(施設の借料など)の 負担、同施設・区域の周辺地域における生活環境などの 整備のための措置、駐留軍等労働者の離職対策などを

## 図表Ⅲ-2-3-10 在日米軍駐留経費負担の現状(平成20年度予算)



※負担総額は対前年度比:4.1%減

(注) ( )内は構成比

行っている。また、市町村に対して固定資産税の代替である基地交付金<sup>2</sup>などを交付している。

(図表Ⅲ-2-3-10 参照)

# 2 在日米軍施設・区域の安定的な使用 の確保

政府は、必要な在日米軍施設・区域の安定的な使用を確保するため、その民公有地については、所有者との合意の下、賃貸借契約などを結んでいる。しかし、このような合意が得られない場合には、駐留軍用地特措法<sup>3</sup>により、使用権原<sup>4</sup>を取得することとしている。

また、政府は、日米安全保障条約の目的達成と周辺地域社会の要望との調和を図るため、在日米軍施設・区域に関する諸施策を推進してきた。

#### 参照 > 2節4 (P201)

さらに、在日米軍施設・区域の周辺地域においては、本年2月に沖縄で発生した米海兵隊員による暴行事件など、 米軍人などによる事件・事故<sup>5</sup>の発生が地域住民に影響を 与えている。

<sup>2)</sup> 総務省が交付

<sup>3)</sup> 正式名称は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協 定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法」

<sup>4)</sup> 権原とは、ある行為を正当化する法律上の原因

<sup>5)</sup> 平成19年度は1.512件であり、その約9割は交通事故である。この件数は、平成15年度以降は減少している。

政府としては、米軍に対して兵員の教育、綱紀粛正な ど、その再発防止策について実効ある措置を講ずるよう 求め、再発防止策に協力していくとともに、こうした事 件・事故による被害に対しては、迅速かつ適切な補償が 行われるよう措置している。

# 3 在日米軍施設・区域をめぐる環境保 全などへの取組

在日米軍施設・区域をめぐる環境問題について、00(平成12)年9月、「2+2」会合において、日米両国政府は、在日米軍施設・区域にかかわる環境保護が重要であるとの認識の下、在日米軍施設・区域の周辺住民、米軍関係者やその家族などの健康と安全の確保を共通の目的とす

ることに合意し、「環境原則に関する共同発表」を行った。この発表のフォローアップのため、日米協議が強化され、具体的には、日本環境管理基準「(JEGS)の定期的 Japan Environmental Governing Standards 見直しの際の協力の強化、環境に関する情報交換、環境汚染への対応などにかかわる協議について関係省庁が連携して取り組んでいる。また、06(同18)年5月の「2+2」会合においても、環境への適切な配慮を含む日米地位協定の運用改善の重要性について日米間で確認した。

また、同年9月以降、日米双方の関係者が参加し、本年度に予定されている米原子力空母への交替を念頭に、原子力空母に関する防災・安全対策についての実務者協議に取り組んでいるほか、昨年11月には、日米合同訓練が実施され、政府機関、横須賀市、米海軍などが参加した。

# **COLUMN**

**VOICE** 

解談

Q&A

## 駐留軍等労働者

日米地位協定第12条4において、現地の労務に対する需要は、日本国の当局の援助を得て充足されることとされています。この規定を受けて、在日米軍の司令部や部隊などの事務員、技術要員、運転手、警備員、米軍の船舶でその所属港が国内にあるものにおける非戦闘的勤務に就く船員、施設内の食堂、売店などのウェイトレス、販売員など、在日米軍が必要とする労務の需要に応じて、日本国政府が駐留軍等労働者「を雇用しており、その労働者は在日米軍施設で勤務しています。

全国の在日米軍施設で勤務されている駐留軍等労働者は、25,260人(平成20年3月末日現在)いますが、わが国の防衛の柱となっている日米安全保障体制の円滑かつ効果的な運用を確保する上において、駐留軍等労働者はその一翼を担っており、極めて重要な役割を果たしています。







横須賀海軍施設(神奈川)

- 1) 駐留軍等労働者は在日米軍のほかに、軍人、軍属や家族の福利厚生のために米国の歳出外資金により設置されている諸機関(販売所、食堂など)で勤務しています。
- 6) ①環境管理基準、②情報交換と立入り、③環境汚染への対応、④環境に関する協議の4項目からなる。
- 7) 日本環境管理基準は、在日米軍の活動と施設が人の健康と自然環境を保護できるよう保証する目的で在日米軍が作成した環境管理基準。環境汚染物質の取扱と保管方法などを定めている。

# **COLUMN**

VOICE

解説

A&Q

# 米空軍における操縦課程教育を修了した隊員の声

航空自衛隊 飛行教育航空隊第23飛行隊 操縦学生

1等空尉

き むらのぶたけ 木村展丈

「外国人だから仕方ないな。」

と言われた時、自分ではどうすることもできない事実に悔しくて、とても情けない思いがしました。それは差別ではありません。私が訓練中失敗したり、教官の指導に対する理解が遅かった時に言われた言葉です。

"米国だから"という理由で苦労した点は特にありませんが、精神的にとても辛かった時期もありました。

けれども、辛い事ばかりではありませんでした。

それは、この米空軍の操縦教育の現場から世界が見えることです。

世界最強の空軍の組織の内側を見ることができ、そこから世界各地の紛争や軍隊の動きを垣間見ることができました。紛争は、政治や経済、宗教、歴史など様々な要因が複雑に関係するものであり、この課程での教育において、広い視野で物事を捉えることができるようになりました。

また、米国で一緒に訓練を受けた世界各国の友人は一生の宝物です。

さらに、課程修了時に優秀者表彰を受けることになり、自分の努力が形となって残ったことはとても名誉なことでした。ただ、優秀者表彰を受けても戦いに勝てなければ、自分の存在の価値に意味はありません。次の目標に向かい、努力を惜しまないつもりです。

米国から帰国し、現在の目標はF-15操縦課程を卒業して部隊で一人前のパイロットになること。そしてその先は、世界に通用するパイロットになることです。



米空軍AT-38練習機のコックピットに搭乗する 木村 1 尉

また、将来の選択肢の1つとして、米国のテストパイロットスクールにも進みたいと考えています。大学院(総合政策学部政策・メディア研究科)での研究や米国での操縦訓練を受けた経験を活かすことができ、将来戦闘機の開発などにかかわる可能性も広がると思っています。

米国の操縦課程の履修は、操縦技術の修得はもちろん、同時に高い英語能力を修得できます。個人の英語能力の向上は、結果として組織の力にもなります。チャンスがあれば是非、挑戦すべき教育課程であり、そこで得られるものの価値は、非常に大きいと思います。